

千葉県給食費の徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第48号。以下「条例」という。）第13条第4項第3号に規定する食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）の徴収等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主食費 給食費のうち主食の提供に要する費用
- (2) 副食費 給食費のうち副食の提供に要する費用
- (3) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども
- (4) 2号認定子ども 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども
- (5) 保護者 条例第2条第10号に規定する教育・保育給付認定保護者
- (6) 公立施設 条例第2条第20号に規定する特定教育・保育施設の内、千葉県が設置するもの

(公立施設の給食の申し出)

第3条 主食を提供している公立施設を利用している1号認定子ども及び2号認定子どもの保護者は、主食の利用について、様式第1号により、市長に届け出るものとし、主食の利用について変更する場合は、様式第2号又は様式第3号により、その内容及び期間について、市長に届け出るものとする。

第4条 公立施設を利用している1号認定子ども及び2号認定子どもの保護者は、副食の一部又は全部を要しない場合は、様式第4号により、その内容及び期間について、市長に届け出るものとする。

(給食費の額)

第5条 公立施設において、保護者から支払いを受ける給食費の月額及びその内訳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 5,270円（主食費900円、副食費4,370円）（ただし、8月期は零円とする。）
 - (2) 2号認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。） 7,500円（主食費1,000円、副食費6,500円）
- 2 前項において、主食の提供がない公立施設に在籍する児童の主食費は零円とする。

3 第1項にかかわらず、月の途中において特定教育・保育等を受け始めた場合又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。）第58条各号に掲げる事由があった場合における当該月の給食費は、第1項各号に定める額（減免等がある場合は、減免等を行った後の額）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を基礎として日割りにした額とする。（円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(1) 1号認定子ども（8月期を除く） 18日

(2) 2号認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。） 20日

（副食費の算定対象）

第6条 条例第13条第4項第3号アに規定する市町村民税所得割合算額（条例第2条第15号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下において同じ。）の算定は、次の各号に掲げる世帯に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 子どもの父母の副食費算定対象所得年の収入合算額が基準額（父母と子のみの世帯で算出した副食費算定対象年度の4月1日の年齢における、生活保護法による保護の基準において算出した合算額の1.2倍の額をいう。次号において同じ。）以上の場合又は子どもの祖父母等が同居していない場合 父母の副食費算定対象課税年度の市町村民税所得割合算額

(2) 子どもの父母の副食費算定対象所得年の収入合算額が基準額より低く、かつ子どもの祖父母等が同居している場合 同居祖父母等のうち家計の主権者と認められる者の副食費算定対象課税年度の市町村民税所得割合算額

2 扶養義務者以外の者が同居し、かつその者が子どもを監護し生計を一にする場合は、その者を父又は母とみなして副食費を算定する。

3 子どもが父又は母から1年以上遺棄された場合又は父母が離婚を前提とする別居をし、離婚調停を行っている場合は、現に同居していない父又は母を不存在とみなし副食費を算定する。

4 子どもが父又は母が拘禁され1年経過した場合、又は刑期が確定し1年以上の拘禁が決定した場合は、申出により現に同居していない父又は母を不存在とみなし副食費を算定する。

（副食費の免除）

第7条 第5条にかかわらず、子どもの属する世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは副食費を零円とする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である教育・保育給付認定保護者の属する世帯

(2) 児童福祉法第6条の4に規定する養育里親等である教育・保育給付認定保護者の属する世帯

(公立施設の給食費減免事由)

第8条 前条のほか、市長は、公立施設において子どもの属する世帯が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合(以下「減免事由」という。)は、別表の区分に応じ、保護者からの申請により、給食費を減額又は免除することができる。

- (1) 一定期間、通所をしないとき。
- (2) 主食、副食又はその両方の提供を受けず、持参したものを喫食するとき
- (3) 提供する副食の内、一部のみ喫食するとき。(第5条第1項第1号に区分する児童を除く。)
- (4) 火災、地震、風水害その他罹災等により、施設が主食、副食又はその両方を提供することが困難であるとき。

(減免対象期間及び減免申請期間)

第9条 給食費の減免対象期間は、原則として減免事由が発生した日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月までとするが、給食費算定対象課税年度の適用終月である8月を越える場合には再申請を要する。また、当該月の給食費が納付済みであった場合は当該減免分の減額をこれら以外の月の給食費に適用することができる。

2 前項に規定する減免申請は当該減免対象期間の属する年度内に行わなければならない。

(減免事由消滅等の申し出)

第10条 給食費の減免を受けている者は、減免事由の消滅又は変更が生じた場合は、その旨を申し出るものとする。

(減免の取消)

第11条 市長は、給食費の減免を承認した後において、減免事由が消滅した場合は、減免の承認を取消すものとする。

(減免承認後の調査)

第12条 市長は、給食費の減免を承認した後において、当該世帯の状況について随時調査し、必要に応じて関係書類を提出させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第5条第1項及び別表の規定は、令和9年4月分以降の保護者から支払いを受ける給食費について適用し、同年3月分までの保護者から支払いを受ける給食費については、なお従前の例による。

別表

区分	減免事由	適用要件	減免方法
1号	一定期間、通所をしないとき	通所しない期間が30日以上又は60日以上見込まれる場合	給食費を全額免除（通所しない期間が30日以上の場合には1か月、60日以上の場合には2か月とする）
2号	主食、副食又はその両方の提供を受けず、持参したものを喫食するとき	一月（月初日から月末までをいう）を通じて主食、副食又はその両方の提供を受けない場合	当該月の給食費のうち、主食費、副食費又はその両方を全額免除
3号	提供する副食の内、一部のみ喫食するとき（第5条第1項（1）に区分する児童を除く）	一月（月初日から月末までをいう）を通じて提供する副食の内、おかず又はおやつ等を喫食しない場合	喫食しない副食にかかる費用を減額した副食費に再認定 （1）おかずのみ喫食する場合 4,860円 （2）おやつ等のみ喫食する場合 1,640円
4号	火災、地震、風水害その他罹災等により、主食、副食又はその両方を提供することが困難であるとき	給食の提供予定日に、4日を超えて、主食、副食又はその両方を提供できない場合	第5条第3項各号に掲げる日数を基準として、給食の提供があった日を日割りにて計算し、再認定

備考

- 1 減免事由に複数該当する場合は、減免額が最も大きい事由により認定する。
- 2 1～3号に掲げる減免の始期は、申出のあった日から起算して4開所日後以降とする。
- 3 主食費の減免について、第3号は適用しない。

様式第 1 号

年 月 日

3 歳以上児の主食提供に係る申出書

(あて先) 千葉市長

保護者 氏名

(印)

※本人自署の場合は押印不要

下記のとおり、3 歳以上児の主食提供について申出ます。

利用児童名	(年 月 日生)	
施設名		
申出内容 ※A・B どちらかに○を記入し てください	A	主食提供を希望する
	B	主食提供を希望しない ※”希望しない”の場合は、ご家庭から主食の持参をお願いいたします。
(備考)		

- (注) 1. 当申出書は、提供を希望する月の月初開所日 4 開所日前までに利用施設へご提出ください。
2. この申請は、お子さま 1 名ごとに提出が必要です。
3. 申出内容に変更が生じた際には、利用施設の職員へご相談ください。
- ※変更の際は、変更を開始する月の月初開所日の 4 開所日前までに「変更申出書」の提出が必要となります。

様式第2号

年 月 日

3歳以上児の主食提供に係る変更申出書（提供から持参への変更）

（あて先）千葉市長

保護者 氏名

（印）

※本人自署の場合は押印不要

下記のとおり、3歳以上児の主食提供を希望しない旨を申出ます。

利用児童名	(年 月 日生)
施設名	
申出期間	令和 年 月分から 主食提供を <u>希望しません</u>
確認事項	※上記申出期間からは、ご家庭から主食の持参をお願いいたします。
(備考)	

- (注) 1. 「変更申出書」は、変更を開始する月の月初開所日4開所日前までに利用施設へご提出ください。
2. 「変更申出書」は、お子さま1名ごとに提出が必要です。

様式第3号

年 月 日

3歳以上児の主食提供に係る変更申出書（持参から提供への変更）

（あて先）千葉市長

保護者 氏名

（印）

※本人自署の場合は押印不要

下記のとおり、3歳以上児の主食提供を希望する旨を申出ます。

利用児童名	(年 月 日生)
施設名	
申出期間	令和 年 月分から 主食提供を <u>希望します</u>
(備考)	

- (注) 1. 「変更申出書」は、変更を開始する月の月初開所日4開所日前までに利用施設へご提出ください。
2. 「変更申出書」は、お子さま1名ごとに提出が必要です。

様式第4号

年 月 日

副食の一部又は全部を要しない申出書

(あて先) 千葉市長

保護者 氏名

(印)

※本人自署の場合は押印不要

下記のとおり、副食の一部又は全部を要しない旨を申出ます。

利用児童名	(年 月 日生)
施設名	
申請理由 (該当する事由の番号 および()内に丸を 記入してください)	1. 一定期間、通所をしない 2. 副食の提供を受けず、持参したものを喫食する 3. 提供する副食の内、(おかず・おやつ等)のみ喫食する
申請期間	年 月分から 年 月分まで
(備考)	

(注) 1. 原則として、申請書は事前に利用施設へご提出ください。

(1) 申請理由1…事実が発生する4開所日前まで

(2) 申請理由2又は3…月初開所日の4開所日前まで

2. この申請は、お子さま1名ごとに提出が必要です。